

第3回自治基本条例に関する小委員会会議録

日時：平成16年2月17日(火)

午後2時20分から

会場：デュオ・セレッソ

区分	市町村名	役職名	氏名
規約第8条 第1項第2号の委員  (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会副議長	田村恒夫
	安塚町	安塚町議会議員	志賀賢一
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎
	牧村	牧村議会議員	太田修
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一
	中郷村	中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊
	板倉町	板倉町議会議員	武藤和男
	清里村	清里村議会副議長	中村良平
	三和村	三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一
	名立町	名立町議会副議長	秦野兵司
規約第8条 第1項第3号の委員  (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市連合婦人会会長	保坂いよ子
	安塚町	雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉
	大島村	大島村商工会会長	武田一也
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井純
	柿崎町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則
	頸城村	頸城村主任児童委員	松縄武女
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男
	中郷村	中郷村商工会会長	塚原登
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中幹夫
	清里村	清里村商工会会長	武田和信
	三和村	三和村合併推進協議会委員	石塚賢
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	塚田新平
共通	上越青年会議所直前理事長	山岸孝博	

議 題

1 審議

(1) 自治基本条例の制定の目的及び制定の在り方について

(2) 自治基本条例の類型及び構成について

2 その他

午後2時20分 開会

○山岸孝博委員長 それでは、早速第3回自治基本条例に関する小委員会を開会いたします。

本日は、委員29名全員出席ですので、上越地域合併協議会小委員会規程第6条第2項の規定により、会議は成立をしております。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により、牧村の太田委員、柿崎町の平野委員、それぞれご指名をいたします。よろしくお願いいたします。

○

- 1 審議 (1)自治基本条例の制定の目的及び制定の在り方について  
(2)自治基本条例の類型及び構成について

○山岸孝博委員長 それでは、本日は前回お示した内容とは少し変更になっておりますが、前回グループ協議を行った条例の制定の目的と制定のあり方について、ここで本来小委員会の方から発表していただくというふうには思ったんですが、ちょっとお聞きしたところその協議がすべて終わっていないところもあるというふうなお話でございましたので、先回までのあくまでもこれ、までということで規定をさせていただきたいんですが、若干まとめたものと全体のイメージというもので資料1、2の方が行っているかというふうに思うんですが、そちらの方を先に事務局さんの方から説明をしていただいた後、小委員会の方に移らせていただいて、本日はこのイメージも含みまして、資料2の方にイメージというものがあると思いますが、そちらの方の追加、そして変更、その辺も含めまして小委員会の方でまた協議をしていただいた後、最後に小委員会の方で発表と、そんな形をとらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、まず事務局の方から先回までの説明ということで、説明の方よろしくお願いたします。

○野澤朗事務局次長 それでは、ご苦労さまでございます。事務局から資料1、2、前回小委員会グループ協議で今委員長がおっしゃいましたとおり、前回の時間までに出た意見として私どもすべて書き起こしてまいりましたので、それが資料1でございます。資料1につきましての1番、自治基本条例の制定の目的についてということでまず箇条書きにさせていただきますが、ここで若干点線で囲まれたところをあえてちょっとご説明をいたします。自治基本条例の制定の目的についていろいろご議論いただいたわけでございますけれども、目的というものをどうとらえるかというのは非常に難しい部分がございます。すなわち、今自治体の憲法として必要である、それから権利や義務を定めるために必要であるというような、さまざまなご意見も出ております。問題は、今なぜ憲法としての制定が必要なのか、なぜ市民として権利と義務を定めることが必要なのか、そういった意味の目的というところの議論と、それを踏まえた上で、なぜそれが必要、どういう内容が必要かという、そういう目的であったり、やや構成であったりというようなところでちょっと仕分けをさせていただきました。それで、点線内についてはどちらかという内容に踏み込んだものであったり、そういうようなご意見でございますし、その上の方はまさに目的ということかなというふうに整理はさせていただきました。

そこで、イメージということで資料2を今回用意させていただいております。これは、まだきょう3回目でございますから、当然その報告にまとめるということは早いということは十分承知しておりますけれども、前回、2回目グループ協議やっていたときに、やはりちょっと論点がなかなか難しいというご指摘もございました。それで、我々委員長とも相談しまして、会として一定のお答えを協議会にお返しするとすれば、どういう形でお返しするのだろうかということをし少し私どもとして書き記してみました。そのことをまた踏まえていただいた方がご議論の方がスムーズになるのではないかとこの紙を書いたものでございます。したがって、多分この資料2の上に小委員会から合併協議会の報告書という形で1枚表紙がつくんだろうと思いますけれども、その下に自治基本条例に関する小委員会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。小委員会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するにあたっては、小委員会における議論が

尊重されるよう、上越市に要望することを提案するというような頭書きがあって、これはどういうことかということ、小委員会と合併協議会、そして合併協議会と実際に条例を制定する上越市との関係を上の4行で示しているわけでございます。

それから、これは当然今後議論していただきますので、足したり、消したり、また全然違う内容だよということであれば委員会としてまたご議論していただくこととなりますけども、例えば自治基本条例の制定の目的についてということでありましたら、やはりなぜ今自治基本条例が必要かということ、これを前回のご協議の中から言葉をとってまいりますと、私どもがグランドデザインで定めたような市民が支え合う自主自立のまちづくりということで合併後のまちづくりを進めていくためには、今後の上越市における自治のあり方について市民が認識を共有していくことが極めて大事だと、そういうことの認識をみんなが市民が持ち合うということのためにこそ自治基本条例が必要ではないかということをやはりここでは明快に出したらいかがかということでございます。それから、そういう上で、このため上越市においては市民の権利と義務など上越市の自治に関する基本的な事項をわかりやすく総括的に定めるということを目的として、合併後速やかに制定する必要があるというようなことを目的というところはいかがかなということでございます。これは、まだ内容をご議論途中でございますので、今申し上げたように私ども一向にこれはこだわるものではございません。ただ、方向としてこういう目的というものを書き記していきませんと、単純に住民の権利義務を定める必要があるとかということになりますと、なぜそれを今私どもが合併協議の中で必要だと思ったかということが実は一番大事なのではないかというのがこの間の皆様方の意見や疑問のところから浮かび上がったものですから、今そのように書かせていただきました。

それから、構成についてはまだご議論いただけていませんので、構成は多分、類型、どういう類型がよるしいか、それからどういう内容を入れたいかというのは今後ご議論いただくのだろう。それから、制定のあり方というのは、資料1の2ページに制定のあり方でもこれだけたくさんのご意見をいただいております。これらのご意見を大きくまとめますと、まず多くの市民の意見を反映させることが重要だと。だから、合併前であろうと、後であろうと、十分な時間をもって検討を進めることが極めて重要ですよというのが一つ出てまいりました。それから、もう一つ、合併後の上越市の自治のあり方というのは、できるだけ早く市民が共通認識を持つことが重要ですよということになります。これは、いわゆる早期の制定も必要だと。時間をかけて早くつくらなきゃいけないということが二つございます。三つ目が今回の合併協議の中で極めてまた重要なことでございますけども、このため多くの市民参加のもと、自治基本条例の検討に早期に着手する必要がありますということでございますが、これはずっと今までも議論してきたことでございますけども、廃置分合の申請の議決というある程度合併に対する各自治体の基本的な部分が最終段階になれば、合併関係市町村の住民の皆さんも含めてこの自治基本条例の検討に参画できるような仕組みとする、そういうことが今回の中での重要なことではないでしょうかということも皆様方のご意見の中からはじみ出てきたものでございます。したがって、今これ私どもで簡潔に三つにいたしましたけど、これ三つがいいとか、四つがいいとかということはいくらもいろいろご意見もいただきますし、またさまざまな視点でもご意見はいただくところでございます。

このような整理をさせていただいた中で、皆様方の意見は今申し上げましたとおり資料の1に、1ページ目に目的、2ページ目に制定のあり方、3ページ目に若干類型ということでもご議論いただいた班もあったようでございます。今委員長さんの方からお話ございましたが、本日はこの目的、あり方、類型、そしてできれば構成などの何を定めるかということも、1ページの点々書きの中に一部ご意見はございましたけれども、今度は明快にその構成の内容ということにまたお話しただければ、まだ本日3回目でございますので、まだ3回、4回と議論を重ねることによって議論が深まっていくのかなというふうに事務局としては整理させていただいたということでございます。

以上でございます。

○山岸孝博委員長　そういうことでございまして、全体的には最後にはこの資料2のイメージというよ

うな形をもってご提案申し上げるような形になるのかというふうに思っておりますが、まだ小委員会の方で議論が途中であるというふうなことも重々承知をしておるわけでございますが、何らかのこんな形というふうなイメージがつかめた方がよりお話し合いの方がスムーズになるのかというふうに思ひまして、単なる素案ということで事務局の方でご用意をいただいたというものでございます。ご議論の方が小委員会の中でまだということではございますが、現時点でこの資料1、資料2までに關してご質問、ご意見をとりあえずここでちょうだいしたいと思います。

ご質問、ご意見おありになりましたらお承りしたいと思います、いかがでしょうか。

村山委員。

○村山尚祥委員 大瀧の村山ですが、今ほど素案ということなんで、今後煮詰まるとは思いますが、たたき台としてはいいものだと思います。私もグループ協議で言ったんですが、なぜ今合併協議会の中でこの自治基本条例をやっているかという原点に立ち返れば、まさしく合併後の自治というあり方ですか、ここに書いてあるとおりのことをやっているんですけども、それはこの表現の中における上越市の自治のあり方、やはり上越市一体性の自治のあり方とともに、周辺部が編入という形になるという地域の特性を生かした住民自治というもののあり方が一番今後どうするかという私は最大の焦点だと思っているんで、そういう表現が目的にきちっとあっていいんじゃないかということ。それから、確かに権利義務とか、住民参画とか、いろいろあるんですけども、そのことがいわゆる制度的に保障すると。この間のグループ会議に私出させていただいた種類の資料についても意見を言ったんですが、ここには理念とか、住民参加制度とは書いてあるけども、いわゆる制度として憲法に保障するんだという言葉が載っていない。だから、やっぱり基本条例できちんと保障していく。まさにきょうまとめていただいた1ページ目にも憲法であるという表現がある。憲法という最高法規というものをつくるということと、新たな市としての一つのゼロからのスタートであります。新しい市をつくるという観点からいけば、やはり住民の権利義務というものが単に権利義務というソフト的表現でなくて、制度的に、じゃ、きちんとして確立しているかというものにしてほしいというのがあって、目的という中に繰り返して言うなれば上越市一体性の自治、自治体としての自治、それからそれぞれ地域性を持った特徴のある住民自治というものの二面性というものが目的に大きくあるということが私は強調していただきたいと、こう思います。

ちなみに、私きょう来るにあたって日本国憲法を改めて全部読んできたんですけども、日本国憲法第1章、2章は天皇と戦争放棄ですけども、3章からは国民の権利義務に始まって司法、行政、それから議決機関、国会ですか、そういうものの仕組みがうたわれていて、そして地方自治がうたわれていると。まさしく国の骨格を決めているわけですが、憲法というのは。したがって、新上越市については新上越市の制度的骨格も持つ、まさしく総括条例、基本条例、憲法だという思いがするんで、今後の検討の中で目的のところそういう部分をつけ加えていただきたいというのが思いがするんで、意見となりますけども、最初に申し上げさせていただきたいと思ひます。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見ということで事務局さんの方。

○野澤朗事務局次長 おっしゃっていただいたような意見をグループ協議の中でぜひ出し合っていたら、私どもがまたここは加筆をさせていただきたいと当然思っております。ただ、住民自治という概念の中で、これなかなか今まで使ってきた言葉でないの、なかなか皆様方、よくおわかりになっている方には大変失礼なんですけども、わかりにくい概念もあろうかと思ひます。これは、例えば自治体として一つの意味決定をしていく。国や県とはまた違って自治体、今であればそれぞれの町や村、上越市もそうでございますけども、確実に一つの意味表示をするものとして一つ権利を持っている。これがいわゆる団体自治と、こう言われているものでございます。一方、住民自治というのはそういう自治体を構成する住民の一人一人の自治という、それぞれが持っているものに着目をしよう。そもそも私たちのような市、町、村という自治体は、一人一人の住民の方の自治の集合体でもあるというような考え方が今よく言われておひまして、今村山委員がおっしゃった

のは、自治体として例えば一つの方向性を定めていくときに、これからは住民の一人お一人のそういう自治が保障されて、お一人お一人の意思の決定が全体の自治体の意思決定につながっていく、これある意味で言えば当たり前のことなんですけども、そのことを制度で保障していこうということでございます。この間から 17 の構成の中に上越市も今までいろんなことをやってきましたということでご紹介もさせていただいております。例えばオンブズパーソン制度というものがあったり、パブリックコメント制度というような。パブリックコメント制度というのは、市民の方々に極めて重要な条例や施策を決めるときに一定期間その計画を公開してご意見をいただくというような制度でございますけども、そういうものとか、一つ一つそういうものが積み重なってきております。今村山委員がおっしゃったのは、そんなような制度をこの自治基本条例の中できちっと改めて上越市として、自治体としてきちっと制度保障を認めていくことを書いていくべきであるということでございます。

それから、もう 1 点、地域の自治というお話もございました。これは、皆さん方も十分ご存じのとおり合併の一番の効果というか、あれは自治の範囲が広がるということでございます。例えば今までの町、村で皆様方が自治権の行使はある村とか、町というところに限られておったわけですけども、今回合併をいたしました時点で 14 市町村が一緒になったエリアについてすべて皆様方が自治権を及ぼすことができると、自治権が広がるというのが合併の一番のメリットだと思いますけども、一方今回の合併においてはそういう部分とはまた逆にそれぞれの地域で今まで積み重ねられてきたことを大事にしよう。それがまた地域協議会であったり、またもっとそれよりも小さい集落とか、コミュニティを大事にしようということでございますが、そういうところもきちっと制度的に保障していくべきであるというのが今村山委員のご発言です。ですから、村山委員のご発言、これまでも一貫して申し上げられておりますのは、今別の組織で議論している地域協議会みたいなものをこの自治基本条例の中できちっと位置づけるべきであるというようなご意見をいただいているということでございます。若干村山委員のご意見、議員さんとしてのご意見で、言葉として難しいところがもしあったとすれば、申しわけございません、恐縮でしたけれども、私の方から今解説も含めてお話しさせていただいたところでございます。ぜひこのようなご議論を深めていただければと思っております。

○山岸孝博委員長 秦野委員。

○秦野兵司委員 何かもとへ戻るような話なんですけど、今言われておる方向性というものは、今までの方向は基本的ないろいろな構想についてはこの小委員会、あるいはあれでしょうが、最終的には廃置分合が出てこなければということになりますから、上越市が決定権を持っておるというのが事実ではないかと思うわけです。そうすると、新聞記事でもぼつぼつうわさが出ております。何せ 13 町村対、住民自治だと言うておりながら、12 万対 10 万の、それを若干上越市さんはこのごろこの会合でも強調される面があるわけなんです。今度は、それでちょっと私の考え方としては、しかし我々も一生懸命になってそういう新市をつくるつもりで協議をしていきますが、それは、おまえたち、上越市に対する意見調整でしかないんだという物の考え方であるのかどうか、その辺をひとつはっきり言いただければありがたいと、こう思っています。

○野澤朗事務局次長 まず、中立な事務局としてでございますけども、当然上越市に、これは制度の話と立場の話と二つあると思います。今制度上は、上越市が最終的に自治基本条例でも何でも決めていくわけけれども、立場的にはそのことだけを言うのではなくて、このような協議で積み重ねられてきたことを大事にさせていただきたいというご意見だと思います。これは、当然そのようなことで私も事務局としても、また上越市にはそのようお願いをする立場であるというふうに思っております。

○山岸孝博委員長 それじゃ、その他ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、大勢の中ではお話しにくいということもあって、小委員会というふうな形式をとらせていただいております。今ほど秦野委員のご意見もございましたが、基本的には何らかの文章にしてご提案申し上げるといのが、そのご提案がどのように活用されるかということはあるべく事務局にお願い申し上げるとして、何らかの文章にしてということでございますので、きょうの

小委員会はここの資料2のイメージのところの目的についてとあり方についてというところの部分で、どうしてもここの部分はこういう文言に変えた方がいいんじゃないか、村山委員のご意見のあった、そういう文言を追加した方がいいんじゃないかというところで、前半の方は目的についてとあり方についてのご議論をしていただきまして、後半類型と構成についてというところで、またそちらの分は新しい議論になるかというふうに思いますので、活発な、自由なご議論をしていただき、次回また類型と構成についても何らかのイメージを事務局の方でまとめて出していただくというふうな形にさせていただきたいと思います。目的についてとあり方については、できれば次回ある程度の方角性がこれでいきましょうという方向性が出せるようなご議論をちょうだいして、今回は小委員会で終わらずに、最後その部分だけ発表していただいたものを事務局でまた再度練り直していただくと、そんなような方向でいっていただければよろしいかというふうに思っております。

それでは、この辺でグループ協議の方に移らせていただきたいと思います、テーブルの指示やらグループの方、事務局の方からよろしく願いいたします。

- 野澤朗事務局次長 前回と同様、1班、2班、3班でお願いをしたいと思います、お時間の方、きょうはかなりお時間は今の時点でまだ2時45分でございますので、お時間の方もございます。ぜひ十分なご議論をいただければと思うところでございます。

それでは、1班の皆様方、そちらの後ろの方。真ん中のところを2班の方。前回と同じ班構成でございます。1班の方は田村、上越市の委員さんが務められた。一番右側の方。2班の方は、井部さんが委員長を務められましたでしょうか。真ん中のところ。3班の方は、武田副委員長さんお務めになりましたでしょうか。一番左の方へご移動いただければと思います。なお、傍聴の方々、今度逆にこちら側の席あきますので、こちら側の方でもごらんいただければと思います。それでは、それぞれよろしく願いいたします。

午後2時50分 グループ協議開始

午後4時00分 グループ協議終了

- 山岸孝博委員長 おそろいでございますので、早速各グループの方から目的、そしてあり方についてということで発表よろしく願いいたします。発表の最後に、どうしてもという部分で個人的なご意見も若干お聞きしたいというふうに思っておりますが、一応すべてを網羅したものとということでお聞きをください。

それでは、第1グループの田村委員の方から説明の方よろしく願いいたします。

- 田村恒夫委員 第1グループの田村です。十分論議をした中身について言い切れるかどうかちょっとあれなんです、基本的には14の市町村が合併して新しい市になると、そういう意識をきちっとその中にうたう必要があるだろうと。したがって、この2項があるんですが、これにもう1項加えて、新たな市になったという、そういう意識をきちんと中に入れていくと。それと、この順番というのはあれですけども、丸二つありますが、下の方を2番、上を3番という、そういう意識でひとつお願いしたいということ、それから全体的には公平であるという意識を何らかの形で意識的に入れていただくと。それはどういうふうに表現するかちょっとあれなんです、そういう中身です。公平というか、平等という形で。

それから、条例の制定のあり方、基本的にはこの3項目でいいんですが、これも順番的に言いますと、真ん中が1番、一番下の方が2番、上が3番という、順番がどうのこうのじゃないんですけども、やっぱりそれが一つの基本的な形ではないかということで一応お話し合いをしました。

あと、若干時間がありまして、類型の方に入りまして、類型では一応案の3という形で進めてはどうかというところまで意思統一されました。

以上です。

- 山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第2グループの井部委員の方から発表の方よろしく願いいたします。

○井部辰男委員 井部です。いろんなご意見をいただいたところでありますが、きょうイメージ報告書で提案をされた内容とほぼ同じような意見で取りまとめができました。考え方として、新市の自主自立のまちづくりという基本理念のもとで、行政と市民がその役割と責務を明らかにした、行政への市民参加型を基本とした基本条例の制定が必要ではないかという意見でございました。具体的には、ランドデザインを基本に市民参加、市民主体の自主自立のまちづくり、この基本項目をわかりやすい言葉で総括的に定めることが必要であると。基本条例については、合併後速やかに制定する必要があるということでした。

それから、あり方については、きょう3で提案をされている丸2の方、できるだけ早く市民が認識を共有することが重要であると。このため上越市においては多くの市民の参画のもと自治基本条例の検討に早期に着手するとともに、廃置分合の申請の決議後には合併関係町村の住民が検討に参画できるような仕組みをすることが必要であるというようなことで、あり方についての取りまとめをしてきたところでございます。

以上です。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後、第3グループの武田副委員長の方から説明をよろしく願いいたします。

○武田一也副委員長 大島村の武田です。今ほど第3グループでは問題について種々皆さんと検討したわけですが、イメージについての形につきましては自治基本条例の制定の目的のところでありまして、最後の3行目のところですが、上越市においては市民の権利と義務など上越市の自治に関する基本的な事項をわかりやすく総括的に定めることを目的とということ掲げているわけですが、市民の権利と義務、そこに保障という一つの形を入れたらどうかというようなことで、安全、安心で暮らせるまちづくりということで、保障という形を考えた方がいいんじゃないかというお話でございました。

続きまして、自治基本条例の制定のあり方につきましても、ここに3点掲げているわけですが、3点目のこのため上越市において多くの市民の参画のもと、自治基本条例の検討に参画できるような仕組みとすることが望ましいということであるわけですが、なかなかこの基本条例を制定するにしても結構時間がかかるんじゃないかということで、実はこの協議会も3月30日の最後の会議が予定されているわけですが、それを過ぎますと、役職もちょうど任期の方も大分おられるようであり、協議会もそこで解散というような形になるかと思っておりますけれども、執行部の方でひとつ自治基本条例については、またいろんな角度で各町村から代表出たいただいて、委員会を設けて検討したらどうかというようなご意見が出たわけでございます。

以上、ご報告を終わります。

○山岸孝博委員長 それでは、ただいま全グループの方から発表してもらいましたが、その他ご意見がありましたらお受けしたいと思います。ごさいませんでしょうか。

小池委員。

○小池吉則委員 大潟町の小池です。今グループ討議の方で、私は3グループの方に参加をさせてもらっていましたが、制定のあり方について一応委員会としての、グループとしてのまとめというふうには私理解してきていたんですが、3番目の合併関係町村の住民が検討に参画できるような仕組みとするという、この仕組みというのが私は一番大事だろうと、今後の進め方として。この仕組みについて、この協議会が例えば解散した後においても、この自治基本条例の制定を検討する何かの組織、委員会等を設置してほしいと思います。その下に各町村においても同じような検討委員会みたいなものも設置してほしいと、こういって確認されたというふうには認識をしておりますので。

○山岸孝博委員長 その件について、事務局。

○野澤朗事務局次長 具体的なご提案よくわかりました。それで、ちょっと事実がよく伝わっていない点がございますので、この合併協議会の終期、終わりの時期でございますが、一応今の自治基本条例の制定を検討する会は、今おっしゃったように廃置分合の前か後かは別にいたしまして、今の委員ご

意見いただいたような仕組みをこれからまた上越市にもお願いをしながら全体で検討していくというのは当然のことだと思っておりますし、そのようなことを小委員会としておまとめいただくものだというふうに今認識しております。それとは別に、今何人かの皆さんから3月をもって法定合併協議会解散するというご発言ございましたが、法定合併協議会の終期、終わりの時期は、あくまで合併までは法定合併協議会というものは存続するべきであるという考え方もございますが、これは当然廃置分合の申請の議決をしたり、その前に合併協定書の調印をしたりいたしますけれども、その時点で例えば合併協議会が解散してしまいますと、一定の合併についての協議をする組織がなくなってしまうので、この辺は組織のあり方としては会合があるかないかは別にいたしまして、合併協議会というのは存在を続けるのが正しいのではないかというふうに事務局では今考えを持っております。ですので、ちょっと今本質ではなかったんですけども、皆様の共通認識として合併協議会というのは合併について協議する会でございますから、当然廃置分合の申請議決が終わったとしても、会が必要であれば直ちに招集できるような組織としては残った方がよろしいかなというふうには思っておりますので、その辺また改めて全体の協議の中で明らかにさせていただこうとは思っておりますけれども、そのようにご認識をいただければと思うところでございます。

○山岸孝博委員長 それでは、その他ございませんでしょうか。

小池委員。

○小池吉則委員 済みません、今の話ですが、確認です。廃置分合後も協議会としては残るということですね。それで、小委員会としてはそのまま残るんですが、少なくとも小委員会は恐らくこれを小委員会としての結論を協議会に送れば、それで解散ということになりはしないかというふうに思うんですが。

○山岸孝博委員長 じゃ、その辺、事務局。

○野澤朗事務局次長 小委員会の役割は、今おっしゃったようにこれを協議会にご報告した時点で終了というふうには考えております。今先ほど小池委員おっしゃったように、それとは別の組織が多分今後この自治基本条例というものを検討されていく。その考え方として、今ここに書いてありますように上越市にこの小委員会なり合併協議会の考え方をお伝えをすることによって、当然ながら廃置分合の申請議決後は合併をするという前提の中でございますので、ご理解いただけるようにはなるものと思っておりますけれども、ある意味ですぐにでもかかるべきだというご意見もございましたので、そこも含めて文言整理とともに、上越市の方には今後協議会からのお願い事項としてはお願いしていくものになるのかな。ただ、この自治基本条例につきましては合併協定項目ではございません。ですので、そこら辺のお願いの仕方というのは当然合併協定項目とはまたちょっと違ったものであると思っておりますが、その辺は明快に協議会、もしくは小委員会としてお願いをしていこうという意思決定を持っていたいただければ、そのような手続になるのかなというふうに思っております。

○山岸孝博委員長 小池委員。

○小池吉則委員 そこで、委員長にお願いですが、今申し上げたこの仕組みについて、小委員会として仕組みのあり方を委員会としてひとつ協議会の方に申し出をしておいていただきたいというふうに思いますが、これが終わった後もこの組織として、例えば14市町村でこの条例に対する検討委員会といいますか、そんなもので、その下に各町村に同じような検討委員会のようなものをひとつ設置してほしいと。こういうことを小委員会として、できたらまとめて送っていただきたいというふうに思いますが。

○山岸孝博委員長 それでは、その仕組みということで、1文字であらわしてあるものをより具体的にということだというふうに思っています。きょうご意見いただいたものも含めて、次回この辺もう少し整理をさせていただいた中でご提示をさせていただきますが、この仕組みについて第3グループの方は協議をされていたと思うんですけども、あと1、2の方はご協議をされていないかという部分もありますので、ここの部分だけはまた次回の小委員会での仕組み、どのような仕組みがいいかというものを小委員会に分かれてご意見をいただくようになるやというふうに思いますが、最終的にはこ



の仕組みについて皆さんの方からもう少し具体性があったものをびしっと提案申し上げた方がいいということで、大半のご意見だということであれば、そのような形をとらせてもらうことはやぶさかではないというふうに思っております。そんなところでよろしいでしょうか。

田村委員。

○田村恒夫委員 第1グループなのですが、論議といいますか、この仕組みについて私たちのグループとすれば、各市町村、それから上越市も含めて、そこで検討をするということまでは話してありますので、あと今小池さんが言われたように、そのまた下に各町村でということまではいきませんが、一応そこで各町村、それから上越市も含めて、そこで検討するというところの論議はしました。

○山岸孝博委員長 井部委員。

○井部辰男委員 第2グループの方についても、あり方についての検討の中で、この事務局がまとめたイメージの中の一番最後、各合併関係町村の住民が検討に参画できるような仕組みとすることが望まれるということについては、これでいいだろうと、こういうふうなところでございまして、ただこの次の類型の中での論議の中で第3案、私らグループでは現実的だろうというようなことで、第3案でいったらどうだと。その中では、理念及び上越にない制度についての条例を制定し、既にある条例とあわせて自治基本条例と見立てると、こういうふうな今ある上越市の条例も今度14市町村になる広域の中でもう一回見直しをかけよう。それから、もう一つは各町村の中でもいろいろの条例の制定なんですから、それらについてもこの中でどういうふうに取り扱うか、そういうことも検討してやろう。それには、このあり方にある廃置分合以降の関係各町村集まって論議をする、そういう場所の設定をすべきであるというところで、これは小委員会としてはこら辺が協議会に提案する案文としては一番ベターじゃないのかなというふうなことで、皆さんのご意見をまとめさせてもらったというのが経過でございます。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

小池委員。

○小池吉則委員 済みません、何回も繰り返して。1と2のグループの考えはわかりました。ただ、私ここに仕組みとすることが望まれるというふうな書いてあるわけですから、このことが担保できることを小委員会でやっぱり確認をしておいた方がよかったですと、こういうふうな考えます。というのは、住民参画を担保するということは、この仕組みについても具体的に触れておかないと、この言葉では住民参画の担保がないに等しいと、こういうふうな考えますので、できたら小委員会として具体的な仕組みをぜひ入れておいていただきたいと、このように思うわけです。委員長の言われるとおり、今後まだ1回グループ討議はあるわけですから、そこでもできれば触れていただきたいと、このように考えます。

○山岸孝博委員長 わかりました。

それでは、その仕組みについてに関してはその辺で、事務局、何か。

○野澤朗事務局次長 小池委員のお気持ちは十分伝わってまいります。ただ、仕組みということで具体的に例えば各町村何名を出して委員会をつくらうとかという話が今の段階でそれが正しい、それがベストかどうかというのはなかなか難しいところもあると思います。その辺のあり方として、合併町村の住民が検討に参画できるような仕組みという言葉の担保性ということを小池委員はご発言でございました。この辺はまた皆様方、1班、2班も含めて、また今委員長さんもおっしゃったようなところでお話し合いいただければと思いますけども、あまりここ例えば今、じゃ3名だとか、4名だとかとしてしまいますと、そこに縛られる、逆の担保になってしまうこともありますので、その辺は合併協議を進めていく中で一番いい言葉でまたまとめていただければとは、事務局としては思うところがございます。

もう一つちょっと気になりましたのは、そういう組織をつくって検討していくときの各町村の対応につきまして、要するにその下にもう一回各町村で委員会をつくるということについて、果たして今の段階で合併協議会がそれぞれの自治体に対して申し上げることがいいかどうかという、これはそれ

ぞれの自治体のお考えも当然あると思います。その辺は、また全体の議論の中で一番よいところにまとめていただければと。小池委員のお気持ちもよくわかりましたし、1班、2班の議論の落としどころというのもそれなりのものかなというふうには理解して、とりあえず一回お引き受けいたして、また言葉の整理の中で工夫させていただきたいと思います。

○小池吉則委員 どうしても各町村を含めてということではありませんので、ただ住民参画ができるような、そういう仕組みを具体的にやっぱり提示をすべきだと、こういうことです。

○山岸孝博委員長 それでは、一たんその辺も含めまして事務局の方で持ち帰っていただいて、関係各位ともまた調整もしていただきながら、この目的とあり方について次回もう一度ご意見いただいたものを集約をさせて、ご提示をさせていただきます。その間でまたグループ討議の中で、この辺はさらりと今度グループ討議の中でしていただいて、次にに関してはこの類型と構成というところをもう少し深くグループ討議の方をしていただければというふうに思っておりますが、今のグループ討議のもと、もしかするとまだ構成までいっていないグループ等もあるかと思いますが、進んだ段階までの集約をまた次回提示をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。



## 2 その他

○山岸孝博委員長 それでは、きょうのところの協議ということはこれで終了させていただきたいと思いますが、その他ということで、前回視察の件ということでお話もありましたので、その辺も含めて事務局の方から報告の方よろしくお願ひいたします。

○野澤朗事務局次長 それでは、視察というお話と講師の方が現実的ではないかとお話いただきました。私どもでちょっと検討いたしました結果を今ご報告させていただきます。皆様のご了解得られれば準備に入らせていただきたいと思います。現実的なことの方考え方として委員長とも相談いたしました。講師をお呼びするということがかということをお考えました。候補地につきましては、特徴的なさまざまな施策策定過程ございますけども、新潟県という同じお仲間、吉川町さんが条例をお持ちのところ大変恐縮ではございますけども、柏崎市が実は条例を制定されております。制定の過程といたしまして、まず総合計画を一般市民参加でつくられたときにまちづくり条例、自治基本条例をつくらうということをお決められた。その後、平成13年に市民公募で勉強会をつくられて、その勉強会が条例のたたき台をつくられたと。それを平成14年に役所の中に庁内検討委員会を持って、その住民の皆さんがつくった、たたき台のもとに条例素案を役人が整理をしたと。それをパブリックコメント、審議会を経て、14年2月に議会提案されたということでございまして、平成15年の10月1日に施行しております柏崎市市民参加のまちづくり基本条例、自治基本条例という名前は使っておりませんが、柏崎市市民参加のまちづくり基本条例、この条例の制定の中心のお役目をされました栗林淳子さんという女性の方でございます。まだちょっと皆様のご了解いただけていないので、お目にかかってございませんけど、きょうご了解いただければ、あしたにでも出かけていきまして、お話しさせていただきますとお思っております。柏崎市市民参加のまちづくり基本条例策定審議会の委員でございまして、NPOの代表でもおられるということで、まさに市民感覚で条例をつくられていったお一人だと思います。ただ、なかなかお一人でお話しにくいということになれば、行政の方からもお一人お招きをして、お二人でお話お聞きさせていただければと思うところがございます。次回は3月6日の協議会の後、この会でございまして、その前に可能かどうかはちょっと相手のご都合と、また皆様方全体のご都合もございまして、また、その辺は委員長とも相談しながら、また皆様方各市町村を通しまして日程のご相談させていただきますけども、1回の協議会にぶつけてしまいますと、なかなかその辺時間もあれですので、できればそれとは別にお呼びすることができれば一番いいけどなどは思っております。ただ、皆様方非常にお忙しいメンバーの方々でございますので、そこら辺はちょっと委員長と預らせていただきたいと思います。とりあえずその栗林様で、柏崎市でやられた方よろしいかどうか委員長からお諮りいただいて、ご了解いただければその話で進めさせていただきます。

○山岸孝博委員長 ただいま事務局の方から提案がございました。その件につきまして何かご意見等ご

ざいませればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

志賀委員。

○志賀賢一委員 結構でございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

○山岸孝博委員長 志賀委員の方から今よろしいじゃないかというふうなご意見をちょうだいしましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、日程の方非常に日程調整難しいかと思いますが、早目に日程調整の方よろしくお願ひしたいというふうに思っております。先ほどちょっと講師の件でなるべく早目にというふうなお話でしたが、講師の先生のお話を聞いた後にまた全体を振り返る、そんな場面もぜひつくりたいというふうに思っておりますので、聞いた後こんなことも、じゃぜひ追加した方がいいんじゃないかというふうな部分、逆にある程度のたたき台ができていた方がいい場面もあるのかなんていうふうに、実は私も事務局もそんなふうに考えておりますので、ご協力の方よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、本日のすべてこれで終了をいたしましたので、第3回基本条例に関する小委員会を閉会をしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時30分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規程第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 上越青年会議所直前理事長

牧村 議 会 議 員

柿崎町 議 会 副 議 長